

受付

正

連絡先

農地法第5条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

長野県知事

殿

譲受人(賃借人)

譲渡人(賃貸人)

下記によって転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定、移転したいので農地法第5条の規定によって許可を申請します。

1 当事者の氏名 住所及び職業	当事者の別	氏 名		住 所						
	譲 受 人 (賃 借 人)									
	譲 渡 人 (賃 貸 人)									
2 許可を受けようとする土 地の所在、地番、地目、面 積、利用状況、普通収穫高 及び耕作者の氏名	土地の所在	地 番	地 目		面 積	利 用 状 況	耕作者の氏名	市街化区域、市街化調整 区域、その他の区域の別		
			台帳	現況						
計			m ² (田)		m ² 畑	m ² 採草放牧地	m ²)			

3 転用計画	(1) 転用の目的			(2) 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細									
	(3) 事業の操業期間 又は施設の利用期間 (屋移り等)	令和 年 月 日から 年間											
	(4) 転用の時期及び 転用の目的に係る事 業又は施設の概要	工事計画	第 1 期 (着工 年 月 日～ 年 月 日)				第 2 期 (年 月 日～ 年 月 日)				合 計		
名 称			棟数	建 築 面 積	所 要 面 積	名 称	棟数	建 築 面 積	所 要 面 積	棟 数	建 築 面 積	所 要 面 積	備 者
土地造成					m ²				m ²			m ²	
建 築 物					m ²				m ²			m ²	
計					m ²	m ²			m ²	m ²		m ²	
4 権利を設定・移転しよう とする契約の内容	権利の種類		権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		対価又は賃貸料				
	所有権・賃借権 使用貸借権		設 定 ・ 移 転						3.3m ² 当たり 円				
5 申請者がその農地の転用 に伴い支払うべき給付の種 類・内容及び相手方	相 手 方 の 氏 名	相手方の経営地総面積 (離作地を含む)			左のうち離作する面積		毛 上 補 償		離 作 補 償		代 地 補 償		その他
		田	畠	採 草 放 牧 地	田	畠	採 草 放 牧 地	10 a 当たり	総 額	10 a 当たり	総 額	地 目	
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	円	円	円	円	円	m ²	
6 建物等資金調達について の計画(土地購入の場合その 資金も含む)	総額	万 円	内 訳	自己資金 借 入 金 万 円 万 円 万 円									
7 転用することによって生ずる付近の土地 作物・家畜等の被害の防除施設の概要													
8 その他参考となるべき事 項	農用地区域除外(年 月 日) 当初除外・白地・軽微変更												

記載事項

- (1) 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。
- (2) 謙渡人が2人以上にある場合は(別注記)によるものとする。
- (3) 「使用状況」欄には、田にあっては二毛作、一毛作の割、畠にあっては普通畠、果樹園、桑園、茶園、牧草地、その他の別、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載する。
- (4) 「10a当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては採量又は家畜の頭数を記載する。
- (5) 「市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- (6) 「工事の時期及び転用目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6ヶ月単位で区分して記載する。
- (7) 申請に係る土地が市街化調整区域にある場合においては、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであるときは、その旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当号を、転用行為が開発行為をするものであるときはその旨及び同法第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第8号まで、又は都市計画法施行令第36条第1項第2号ハいのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為に伴わざるものであるときは、その旨及び種類を、その参考となるべき事項」欄に記載する。
- (別注記) (1) 謙渡人が2人以上である場合には、申請者の提出人は「謙渡人何某」及び「謙渡人何某外何名」とし、申請者の1の2及び3の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請できるものとする。
- (2) 転用に伴い支払うべき給付の相手方が2人以上である場合においても謙渡人が2人以上である場合に準じて申請できるものとする。